

香芝市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画高度地区を変更しようとするため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和7年9月3日

香芝市長 三 橋 和 史

1 都市計画の種類

大和都市計画高度地区の変更

2 都市計画を定める土地の区域

瓦口の一部、五位堂の一部、すみれ野二丁目の一部、下田西二丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

香芝市役所 都市創造部都市計画課

4 縦覧期間

令和7年9月3日（水）から令和7年9月17日（水）まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を香芝市長宛てとし、香芝市都市創造部都市計画課に令和7年9月17日（水）までに必着するよう提出すること。